

○二本松市議会政務活動費の交付に関する規則

平成18年3月29日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、二本松市議会政務活動費の交付に関する条例(平成18年二本松市条例第3号。以下「条例」という。)に基づき交付される政務活動費に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付申請)

第2条 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、毎年度、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付申請書(第1号様式)を提出しなければならない。

(交付決定)

第3条 市長は、毎年度、前条の規定により申請のあった各会派について交付すべき年間分の政務活動費の額を決定し、当該会派の代表者に政務活動費交付決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(交付請求)

第4条 会派の代表者は、前条の規定により市長から交付決定の通知を受けた後、市長に対し、政務活動費交付請求書(第3号様式)を提出するものとする。

(変更申請)

第5条 会派の代表者は、第3条の規定に基づく交付決定がなされた後に、当該決定に際して申請した内容に変更が生じたときは、市長に対し、議長を経由して政務活動費交付変更申請書(第4号様式)を提出しなければならない。

2 第3条の規定は、前項の規定に準用する。この場合において「申請のあった」とあるのは「変更申請のあった」と読み替えるものとする。

(収支報告書等の写しの送付)

第6条 議長は、条例第7条第1項の規定により提出された収支報告書、領収書等の写しを市長に送付するものとする。

(政務活動費の保管及び経理)

第7条 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者は、政務活動費の保管状況を明確にし、その経理については次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 会派の政務活動費の支出決定は、会派の代表者が行うこと。
- (2) 政務活動費を支出したときは、領収書を徴すること。
- (3) 会派の経理責任者は、政務活動費を現金出納簿により整理するとともに、関係証拠書類を

整理保管しておくこと。

(4) 政務活動費専用の預金口座を備えること。

附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則 (平成19年規則第2号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月25日規則第42号)

(施行期日)

1 この規則は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書の政令で定める日（次項において「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 改正後の二本松市議会政務活動費の交付に関する規則の規定は、施行日以後に交付される政務活動費から適用し、施行日前に改正前の二本松市議会政務調査費の交付に関する規則の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

（二本松市議会議長経由）
二本松市長

会派名
代表者名

印

政務活動費交付申請書

二本松市議会政務活動費の交付に関する規則第2条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 会派の名称

2 会派結成年月日

3 代表者名

4 経理責任者名

5 所属議員数 人(月 日現在)

6 交付申請額(年度分) 円

第2号様式（第3条関係）

第 年 月 日
号 日

様

二本松市長

印

政 務 活 動 費 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日申請のあった政務活動費の交付について下記のとおり決定したので、二本松市議会政務活動費の交付に関する規則第3条の規定により通知します。

記

年度政務活動費交付決定額(年額)

円

二本松市長

会 派 名
代表者名

印

政 務 活 動 費 交 付 請 求 書

二本松市議会政務活動費の交付に関する規則第4条の規定により、下記のとおり政務活動費を請求します。

記

1 年度政務活動費交付請求額(年額) 円

2 所属議員数 人(月 日現在)

（二本松市議会議長経由）

二本松市長

会 派 名

代表者名

印

政務活動費交付変更申請書

二本松市議会政務活動費の交付に関する規則第5条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

異動内容

区 分	新	旧	異動年月日
会 派 の 名 称			
会 派 結 成 年 月 日			
代 表 者 名			
経 理 責 任 者 名			
所 属 議 員 数			
交付申請額(年度分)	円	円	